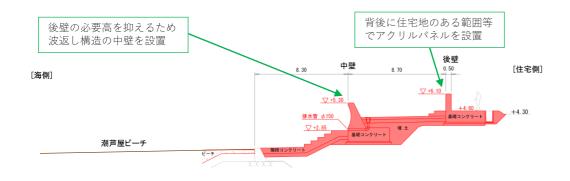
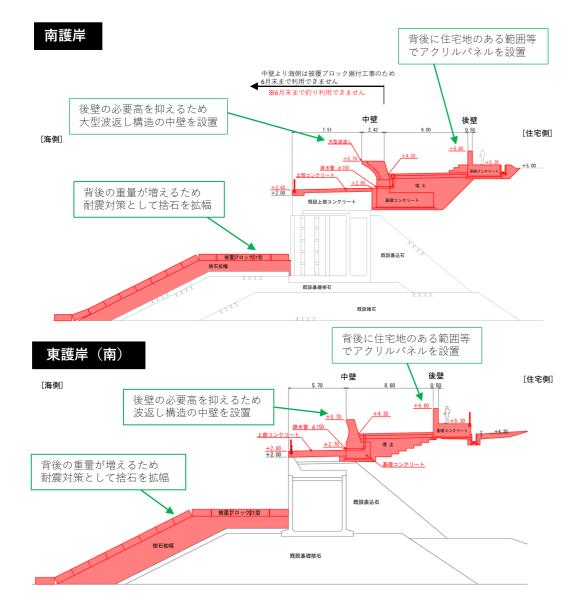
ビーチ護岸、南護岸、東護岸(南)の護岸改修工事の予定と工事後の護岸利用

1. ビーチ護岸、南護岸、東護岸(南)の護岸改修工事の予定

- ①ビーチ護岸(潮芦屋ビーチ)と南護岸の一部を令和3年4月13日(火) から一般供用する予定です
- ※6月末頃まで防潮門扉及び被覆ブロック据付工事等を引き続き実施するため 護岸供用後も部分的に工事規制を行います
- ②東護岸(南)と南護岸の残り部分は令和3年8月末頃に一般供用する 予定です

ビーチ護岸





2. 工事後の護岸利用について

高潮対策による防潮堤の建設により、防潮堤より海側が閉鎖的な空間となり、特に夜間においては、暗がりとなることから、海岸利用者の安全および周辺住民への防犯・住環境に配慮するため、兵庫県及び芦屋市では、以下の管理方法で適切に管理していきます

(1)護岸等の夜間閉鎖

- ①ビーチ護岸・南護岸・東護岸(南)の防潮堤(後壁)より海側を午後8時から午前6時の間で夜間閉鎖します ※後壁よりも住宅側の遊歩道は夜間も利用できます
- ②護岸の夜間閉鎖に伴い隣接する駐車場4箇所(下図P1~P4)及び市道涼風緑地線の一部(下図区間)を午後7時から午前7時まで夜間閉鎖します
- ③花火大会、星空鑑賞会、地域の行事など地域活性化を目的とした公共性のあるイベントで、夜間に護岸・砂浜を利用する必要があり、安全対策・住環境対策がとれるものについては、事前申請のうえ夜間利用は可能です
- ④監視カメラ等を増設するとともに有人による夜間警備を行います ※3月~11月は警備員を配置し、12月~2月の警備体制は夏頃の閉鎖状況を踏まえ検討します

(2)釣り利用による迷惑行為の防止

- ①ビーチ護岸・潮芦屋ビーチ内での釣りは、他のビーチ利用者の安全面から、危険行為として禁止します
- ②南護岸、東護岸(南)での釣りは、昼間の護岸開放時は引き続き可能とし、併せて以下の取組みを行い環境改善を 図ります
- (環境改善策) ・ゴミ箱の設置や定期的な護岸内の日常清掃を行い環境美化を図ります ・釣り利用者のマナー向上に向けた啓発を行います

(3)バイクの乗り入れ防止

①護岸への出入り口や隣接駐車場の歩道部に車両進入防止柵を設置し、バイクの乗り入れを防止します

